

## 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関するお知らせ

2023年4月1日より医療機関において、オンライン資格確認システムの導入が原則義務化となりました。それに伴い、当院は2023年4月1日より医療情報・システム基盤整備充実体制加算の対象医療機関となります。マイナ保険証によって活用される情報は以下です

- ・特定検診情報
- ・薬剤情報
- ・他の医療機関の受診歴

マイナ保険証は受診毎にカードリーダーにかざして本人確認が必要です。

### 医療情報・システム基盤整備充実体制加算1（初診時）6点

- ・従来の保険証を提示した場合
- ・マイナ保険証を提示したが診療情報活用に同意しない場合
- ・マイナ保険証の電子証明書が失効している場合

### 医療情報・システム基盤整備充実体制加算2（初診時）2点

- ・マイナ保険証を提示し診療情報活用に同意した場合
- ・紹介元からの診療情報提供書を持参する場合

### 医療情報・システム基盤整備充実体制加算3（再診時）2点

- ・従来の健康保険証を提示した場合
- ・マイナ保険証を提示したが診療情報活用に同意しない場合
- ・マイナ保険証の電子証明書が失効している場合

よつば加納クリニック